

2014年9月30日

総会及び評議員会における委任状について

日本衛生学会  
理事長 遠山千春

第84回学術総会(2014年岡山)で開催された会務総会において、会則の改定が認められました。そのうち、会務総会・評議員会に関しては、定足数を定めたため、委任状の依頼及び収集方法等を新たに定めることが必要になりました。そのため理事会では、委任状の収集の仕方について議論をしてまいりました。

いろいろな方法が議論されましたが、通常用いられている郵送法では、業務・郵送費用の負担が効果に見合わないおそれが大きいと判断いたしました。学会の運営に際しては、運営の公正性・透明性を担保することが不可欠ですが、限られた予算の適切な使用・運営の簡素化など、学術活動の活性化を重視することが、一義的に重要と考えました。そこで、次善の策として、今回、お知らせする内規のように決めさせていただくことにいたしました。

下記の「趣旨」にも記載していますように、この措置は日本衛生学会が任意の学術団体であることによります。会員各位には、ご賢察をいただきたくお願い申し上げます。

また、この機会に、学術総会には万障お繰り合わせの上ご出席いただくようお願いするとともに、もしご都合がつかない場合には、委任状をご提出いただくようお願い申し上げます。

(以上)

## 総会及び評議員会における委任状についての取り決め

1. 【趣旨】 会則第 6 章「総会およびその他の集会」において、会務総会(第 15 条)、評議員会(第 17 条)に関して、「委任状の依頼及び収集方法等は別途定める」とされていることから、具体的内容をここに内規として定める。なお、下記の、特定の会員に委任せず出席しない場合には議長一任とする措置は、日本衛生学会が任意団体であることによる。

### 2. 【委任状の方法】

1) 会務総会、あるいは評議員会の決議権を有する会員で、会務総会あるいは評議員会に出席できない会員は、委任状の提出をもって参加予定の会員に議決を委任することができる。具体的には、日本衛生学会ウェブサイトから、委任状様式をダウンロードし、該当の会議開催予定日に先んずる所定の期日(原則として1週間前)までに事務局に文書にて提出しなければならない。

2) 上記項目1)に関して、委任状の提出が無い場合には、その議決権は、議長に委任されたものとみなす。

### 3. 【委任状の書式】

#### a) 一般会員用

委任状	
第____回会務総会の議決を(氏名:	;
所属	)に一任します。
年 月 日	
所属(もしくは住所)	
氏名(直筆)	

#### b) 評議員用

委任状	
第____回評議員会・会務総会の議決を(氏名:	;
所属	)に一任します。
年 月 日	
所属(もしくは住所)	
氏名(直筆)	

(2014年9月第1回理事会にて決定)